

令和7年度 毒物劇物取扱者試験実施要領

1 試験の日時

令和7年8月5日（火）午前10時から

（ただし、台風により警報が発令されるなどの理由で令和7年8月5日に試験が実施できない場合は、令和7年8月19日（火）午前10時から実施する。）

2 試験の場所

- ・大分県庁舎本館2階正庁ホール（大分市大手町3丁目1番1号）
 - ・大分県庁舎新館14階大会議室（大分市大手町3丁目1番1号）
 - ・公益社団法人大分県薬剤師会（大分市豊饒2丁目11番3号）
- ※受験者の方には7月中旬までに受験票をお送りします。その際に、上記の受験会場のいずれで受験となるかお知らせいたします。
- ※7月18日（金）までに受験票が届かなかった受験者については、薬務室までご連絡ください。

3 試験の種類

- （1）一般毒物劇物取扱者試験
- （2）農業用品目毒物劇物取扱者試験
- （3）特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- （1）筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。）
- （2）実地試験（筆記試験により確認する）

毒物及び劇物の識別及び取扱方法
（農業用品目・特定品目は、筆記試験ウの品目）

5 提出書類

- （1）受験願書 正副各1通

※薬務室ホームページから様式がダウンロードができます。
※薬務室、各保健所（保健部）窓口でも配布しています。
※副本は正本の写しでもよいです。
- （2）履歴書 1通

※薬務室ホームページから様式がダウンロードできます。
※薬務室、各保健所（保健部）窓口でも配布しています。
- （3）戸籍抄本 1通

※戸籍謄本や住民票とお間違えないようお願いします。

(4) 写真 1枚 (以下の条件を満たすもの)

ア 願書提出前6ヶ月以内に撮影したものであること。

イ 正面、上半身、無帽であること。

ウ 縦4cm×横3.5cmのものであること。

エ 裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

6 書類の提出先

(1) 県内の居住者（郵便による申し込みは受け付けない）

※県内どこの保健所（保健部）でも申請が可能です。合格された方は合格証が発行されますが、合格証の受け取りは申請を提出した保健所（保健部）になりますのでご注意ください。

(2) 県外の居住者（郵便による申し込みを受け付ける）

大分県福祉保健部薬務室で受け付けます。

(〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号)

7 受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和7年5月26日(月)～6月6日(金)(日曜日及び土曜日を除く。)

郵便による申し込みは、令和7年6月6日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 保健所等での受付時間

8:30～17:15

8 受験手数料

10,500円(受験願書提出の際に現金で納入。)

県外居住者が、郵便により受験願書を提出する場合は、現金書留により納入すること。

※一度納付された手数料は、原則、返還しない。

9 合格発表の日時

令和7年9月5日(金) 午前10時

県庁舎本館1階県政展示ホール内掲示板及び薬務室ホームページ

10 得点に関する開示

受験者本人から申し出があった場合に限り、その者に得点を開示する。

開示を希望する者は、合格発表日以降30日以内に、本人であることが確認できる受験票又は運転免許証等を持参の上、大分県福祉保健部薬務室において、開示請求を行うこと。

※電話による問い合わせは、受け付けない。

11 その他

(1) 問い合わせ先

薬務室、保健所（保健部）

(2) 応用化学に関する学課修了者については、既に毒物劇物取扱者の資格取得要件を満たしている場合があるので、履歴書により確認すること。